

介護プラン

医療保険基本特約

介護一時金支払特約セット団体総合保険

おすめポイント

- 所定の要介護状態になった場合に一時金**300万円**をお支払いします！
公的介護保険制度における要介護2から5の認定を受けた場合、もしくは損保ジャパン所定の要介護状態(要介護2から5相当)に該当し90日を超えて継続した場合に、保険金としてお支払します。
※要介護2：歩行・立ち上がりが一人でできない状態
- 介護に必要とされる**580万円**の一部に充てることができます。



介護の備えできていますか？

自分が介護状態になった時に、
家族に負担をかけないための
備えは足りていますか？

備えるのに早すぎることはありません。

親御さまの介護生活、
支えられますか？



被保険者

満**55～59歳**
の場合

団体契約で**15%割引**
月払保険料 **590円**

団体割引は、本団体契約の前年のご加入人数により決定しています。

介護一時金

300万円コース

公的介護保険の**要介護2～5認定の場合**にお支払い

※公的介護保険制度の要介護2～5の認定を受けた場合または、損保ジャパンが定める所定の要介護状態となり、所定の日数を超えて継続した場合にお支払いします。保険金をお支払いする場合およびお支払いできない場合の詳細につきましては、本パンフレットなどを必ずご覧ください。

様々な介護にかかる費用としてまとまったお金で受け取れる一時金をお使いいただけます。

▼家族の負担を抑えられる理想的なケアプラン例

時間帯	月	火	水	木	金	土
朝	訪問介護	訪問介護	訪問介護	訪問介護	訪問介護	
午前	超過サービス	デイサービス		超過サービス	デイサービス	
昼	配食サービス		配食サービス	配食サービス		超過サービス ショートステイ (月1回)
午後	家事代行				家事代行	
夕方	配食サービス	配食サービス	配食サービス	配食サービス	配食サービス	
夜						

● 公的介護保険対象サービス ● 公的介護保険対象外サービス
● 公的介護保険給付限度額超過サービス

介護一時金300万円コースで自己負担金の一部をカバーすることができます。

自己負担金

- 公的介護自己負担(1割)
- 公的介護保険給付限度額超過分
- 公的介護対象外(家事代行・配食) など
- 住宅改修
(車椅子対応：洗面所・寝室・トイレ一体型)

月額
平均 **83,000円**
約 **74万円**

月額 計**83,000円**
×**61ヶ月**



住宅改修費
約**74万円**

総額
約**580万円**

(出展：「生命保険に関する全国実態調査」2021(令和3)年度)

◆介護プラン補償内容と保険料

保険期間 1年、団体割引15%

補償の対象となる方	
組合員本人・配偶者・ 親・子・同居親族の 令和7年1月1日時点年齢	プラン M 介護一時金 300万
0歳～39歳	30円
40歳～44歳	60円
45歳～49歳	140円
50歳～54歳	280円
55歳～59歳	590円
60歳～64歳	1,170円
65歳～69歳	2,010円
70歳～74歳	4,260円
75歳～79歳	8,930円

告知の大切さについてのご説明

- 告知書は、お客さま(補償の対象となる方)ご自身があるのままをご記入ください。※口頭でお話し、または資料提示されただけでは告知していただいたことにはなりません。
- 告知の内容が正しくないと、ご契約の全部または一部が解除になり保険金がお受け取りいただけない場合があります。
- ※「注意喚起情報の説明(加入に際して、特にご注意くださいこと)」を必ずお読みください。

注1：保険料は、保険始期日(中途加入の場合は、中途加入日)時点の満年齢によります。

注2：ご契約は1年ごとの更新となりますので、更新加入の保険料は、更新時の保険始期日時点の満年齢による額となります。

注3：本保険は介護医療保険料控除の対象になります。(2025年7月現在)

注4：満70歳以上は継続の方のみです。

・ご加入時に健康状態による告知が必要です。加入依頼書兼告知書の健康状態告知欄(介護補償)にご記入ください。